# 菊名東口商栄会会則

- 第1章 名称、会員資格、目的、会費等
- 第1条 本会は「菊名東口商栄会」と称する。
- 第2条 本会は菊名東口駅前及びその周辺に営業する会員をもって組織する。
- 第3条 本会は、会員相互の啓発を図り、商業振興の発展に寄与し且つ会員の 福利増進と向上につとめ併せて会員相互の親睦を図ることを目的と する。
- 第4条 会費は月額5.000円(イベント代、街路灯維持費その他を含む)
- 第5条 会の運営に関する情報は開示を原則とする。
- 第6条 本会の事務所は原則として会長宅とする。

## 第2章 事業

- 第1条 本会は主に下記の事業を行う。
- (1)【商店街の発展と活性化のための活動】
  - ①営業に関する共同広告及び宣伝普及
  - ②会員相互の親睦に関する事業
  - ③菊名商店連合会への加盟協力(青木ビル、西口商店街、東急ストア)
  - ④講習会、講演会、研究会、見学会等の開催
  - ⑤福利厚生事業の推進
- (2) 【町の整備・発展と活性化のための活動】

## 第3章 組織と諸活動

- 第1条 本会は、毘沙門天祭り、中元売出し、秋祭り、歳末売出し及び運営に 関する基幹的事項を役委員会において決定する。
- 第2条 本会には下記の部会を設ける。
  - ①街路灯維持会 各部会は事業報告および収支報告を行う。
  - ②青年部会
  - ③囃子保存会
  - ④ 菊名ドットコム
- 第3条 本会を地理的な班に分割し編成する。班の役割は会員からの要望 提言などを会への中継、あるいは役員会および各部会よりの依頼

事項への協力などとする。

- ①本会の班は11班からなる。
- ②第1条の企画や取りまとめを支援するために、各班には班長1名を置く。また班長は班の互選若しくは持ち回りによって決定する
- ③班長は1ヶ月に1回ある役員会には必ず出席し、決定事項について、 会員より聞かれた場合には、報告する義務を負う。
- ④班長は都合にて役員会に出席できない場合には代理人を出席させること。
- ⑤役員相互の連絡のために、班編成に準処した連絡網を定める。

#### 第4章 役員

- 第1条 本会は下記の役員を置く。
- 会長1名、副会長3名、総務1名、会計1名、監査1名、各班長11名、他理 事数名とする
- 第2条 会長は、本会を代表し業務を総括する。副会長は会長を補佐する。
- 第3条 役員は、それぞれが担当する役割において主導的役割を果たす。
- 第4条 会計は、本会および各部会等の会計業務を運営管理する
- 第5条 監査は、本会の会計事務を監査する。

#### 第5章 役員の選出と承認

- 第1条 役員は総会において会員の中から下記の方法で選出、承認する。
  - 1 会長は役員会の推薦および立候補により総会において承認する。
  - 2 副会長以下役員は、会長が推薦し役員会および総会で承認する。
  - 3 役員の任期は2ヵ年とし再任を妨げない。但し多くの役員が役職 位を経験し、会の運営に関して同一の認識になるよう配慮する。
  - 4 任期中に欠員が生じた場合は、副職位が上位を兼任する。また、欠 員が生じた場合、必要な補充には柔軟に対処する。

## 第6章 加入・退会と諸活動

- 第1条 加入 第1章第2条に該当する事業者は、役員会の承認を受けて 加入することが出来る。
- 第2条 退会 会員の自由意思とする。すでに納入済みの会費は返金されない。
- 第3条 会員は、本会内の特定に役割のあるなしに関わらず、企画された 諸活動への参加・協力に最善をつくさなければならない義務と 責務を負う。

第4条 会員は本会に重大な損害を及ぼす恐れがある場合には、総会において 3分の2以上の同意が得た時には除名処分をすることが出来る。

## 第7章 会合

- 第1条 本会の会合は次のとおりとする。
  - (1) 総会、(2) 役員会、(3) 各部会

#### 第2条 総会

- (1)総会は毎年1回会長が新年度に入り2ヶ月以内に召集する。 但し、会長が必要と認めたときは臨時に召集することが出来る。
- (2)総会の議長は会長が指名する。
- (3)総会は通常総会と臨時総会とし、次の事項を審議する。
  - 1 事業決算の報告並びに予算・事業計画の承認
  - 2 会則の変更の承認
  - 3 役員の改選の承認
  - 4 その他役員会で必要と認めた事項の承認
  - 5 その他の審議
- (4) 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、決議は 出席者の過半数(委任状を含む)の賛成によって決まる。可否同数の場合 は、議長の決するところによる。

## 第3条 役員会

- (1) 役員会は原則として月1回会長が召集し開催する。
- (2)役員会は次の事項を審議する。 役員会で必要と認めた事項、各部会、各班長などよりの提案や問題提起に対する審議、その他

# 第4条 各部会

- (1) 各部会は必要に応じて、部会長召集のもとに部会を開催する。但 し、下記のために年2回以上の会合を持たなければならない。
  - ①前年度の反省と新年度の企画・運営のための会合
  - ②事業の途中経過確認のための中間会合
- (2) 部会は次の事項を審議する。
- ①部会の担当する事業の企画・計画・実行・反省などの事項
- (3) 部会は活動状況を役員会に報告し、役員会との調整を行う。

## 第5条 その他

- (1) 上記の諸会合の結果は、内容に応じて必要な範囲に情報提供されなければならない。
- (2) 会合に必要な費用は、本会が全部または一部を負担するが、負担

の範囲は、それぞれの会合の内容に応じて別途さだめる。

# 第8章 会計

- 第1条 本会の経費は、会費、寄付、助成金その他の収入をもってこれにあて る。
- 第2条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日をもって決まる。
- 第3条 会費徴収方法は本会の指定銀行による自動引落とする。3ヶ月以上未納の場合には会計が直接集金する。

## 第9章 その他

- 第1条 会員に関する葬祭の場合は会長に報告すること、その場合本会は弔費 10000 円を基準として会員に支払う。その他は正・副会長が適宜判断、決定する。
- 第2条 会員の近隣者に葬祭などが発生の場合速やかに会員全員に通知する。 この通知責務は会長が負う。
- 第3条 葬儀の手伝いの依頼をする場合は会長・副会長に報告すること。手 伝いに出席する人選については会長・副会長が行う。